

平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 23 年 2 月 17 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

14 番 相澤 耀司 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

交通防災課長 鈴木 典男

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

本日、本会議 2 日目でございます。どうぞ慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付をいたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び柳原清議員を指名いたします。

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

本日 14 番相澤耀司議員から、本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（石橋源一）

次に、日程第 2、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは次世代を担う子供たちのがん予防の推進と細菌性髄膜炎等の感染症予防を目的に各種ワクチン接種に係る費用助成を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるところであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私の方から説明させていただきます。

子宮頸がん等ワクチン接種助成につきましては、昨年第4回定例会における一般質問に対しまして、市長から、県からの説明内容を踏まえ実施したい旨の回答を申し上げたとおりでございます。国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金制度につきましては、一般質問のありました12月14日に県からの説明会がありまして、その段階で制度の詳細が把握、確認できたというものでございました。その後、塩釜医師会、仙台市医師会、2市3町との調整、協議等を経て、2月1日からの事業実施に向けて早急に当該事業に係る補正予算を調整しまして、12月28日専決処分としたものでございます。

次に、事業の概要等について御説明いたしますので、資料3の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の概要についてでございますが、国では、予防接種部会の意見や国際動向、疾病の重篤性等にかんがみまして子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととされ、対象年齢層に緊急に一通りの接種を提供し、予防接種を促進するための必要な経費が補正予算により措置されましたことから、本市においても当該ワクチンの接種に関する費用を助成することとしたものでございます。

次に、2の事業内容と3の予算措置の考え方についてあわせて御説明させていただきます。

今年度につきましては、この2月1日から3月31日までを実施期間としまして、対象者の年齢は開始日の2月1日を基準日としまして3種類のワクチンの接種費用の全額を助成するものでございます。

まず、子宮頸がんにつきましては、中学校1年生から高校1年生までの女子1,252人が対象でございます。接種回数は3回となります。しかし、接種と接種の間に期間を置かなければなりませんことから、今年度の実施期間であります2月、3月の2カ月間では、最大2回の接種しかできませんので、延べ人員としましては2,504人となっております。これに麻疹等の接種状況を参考にいたしまして、接種率を約70%と見込みまして、さらに、2カ月間の期間であることから、期間割合6分の1を乗じまして延べ接種人数を302人と見込んだものでございます。

次に、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについても同様にゼロ歳から4歳までの乳幼児3,154人が対象となりますが、接種開始時期の月齢、年齢により接種回数異なること、さらには、今年度の実施が2月から3月までの限られた期間であることから、費用の見積もりについてはそれらを考慮し、延べ接種人数をヒブにつきましては334人、肺炎球菌につきましては345人と見込んだものでございます。

次のページ、2ページをごらん願います。

4の接種スケジュールの関係でございますが、そこに記載しましたとおり、子宮頸がんにつきましては、初回接種から記載した間隔をあけ3回接種することとなります。

ヒブ、それから肺炎球菌につきましては、生後2カ月から7カ月未満が標準の接種期間とされております。表の中に初回とございますのは、これは初回免疫、これ基礎免疫をつくるための月齢が2カ月から7カ月の間に接種を開始した場合には、一定の間隔をあけて3回の接種が必要であるということでございます。さらに、最後の3回目の接種からおおむね1年間の間隔をあけて追加免疫のための接種を1回行うというものでございます。

以下、月齢が7カ月以上12カ月未満、1歳以上2歳未満、2歳以上5歳未満とそれぞれ最初に接種した月齢、年齢によって初回接種の回数が異なっております。

次に、補正予算の内容を説明しますので、資料1の10ページ、11ページをごらん願います。

歳出から御説明します。

4款1項3目予防費で、ただいま御説明しましたように、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を実施するため、1,238万3,000円を増額補正したものでございます。その主な内容は、委託料の1,170万4,000円で、子宮頸がん予防ワクチンを延べ302人分で約483万円、ヒブワクチンを334人分で約297万円、小児用肺炎球菌ワクチンを345人分で約390万円と見込んだものでございます。

次に、8ページ、9ページにお戻り願いたいと思います。

15款2項3目衛生費県補助金2節保健衛生費補助金で524万5,000円を増額補正でございます。国が示しました基準単価に延べ接種回数に乗じて算定した額に0.9を乗じた額の2分の1となっております。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

続きまして、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、713万8,000円を増額補正をするものでございます。これは歳出で御説明させていただきました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における市の負担分を措置するため、財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。これによりまして、補正後におけます財政調整基金の平成22年度末における残高は15億9,757万8,000円となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

この専決処分であります。国において補正予算の中で平成22年度、23年度の2カ年ということで、補正予算で国で決めました。それを受けていち早く多賀城市においては、このたびは実施を表明されて、そして専決処分をしたということで、2月1日からこの事業を行うということでございますから、その準備、あるいは対象者に通知を出す、こういう作業がそれ以前にやらなければいけないということで、大変短い期間の中で担当者も苦労されたのではないかと、こう思います。御努力に感謝を申し上げますけれども、まず、市長の国の補正予算を受けての実施に向けた判断、これをまず評価をしたいと、このように思います。

それで、まず国の財政措置の問題なんです。この事業費の国の単価の0.9の2分の1がくるということで、それ以外の財源については財政調整基金を繰り入れるということでご

ざいますが、これに対する国の措置というのはどのようになっているのか、まずお伺いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長ですか。財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（萱場賢一）

ただいまの御質問なんですけど、まず地方負担分に対する措置ということなんですけれども、この部分に関して、平成 22 年度に関しましては特にその交付税措置があるとか、そういった部分は確認できておりませんでした。ただ、平成 23 年度分に関しましては、地方交付税の方で単位費用の方で措置されるということは確認できております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

平成 23 年度については交付税措置される予定であるという認識でよろしいですか。それで、こういった問題というのは、女性と子供の命を守るということで、大変重要な施策であるということです。それが平成 22 年度、23 年度で実施されるということで、大変すばらしいと思いますけど、それ以降の問題ですね。こういった事業というのは、ある特定の時期の子供さんだけ、女性の方だけが担保されれば良いという問題じゃなくて、やはり定期接種をきちっとやっていく方向性の取り組みが何よりも大事だと。予防法に基づく定期接種にしていかなければいけないと、私はこう思うんです。恐らくこの文章の中でも国では検討すべきとする旨の提言があったということで、国においては今後検討していくんだらうと、このように思いますけれども、現段階での状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、定期接種化に向けた方向はどうも出てきたんだらうというふうに思っておりますけれども、それ以後の具体的な動きについてはまだ伝わってきておらないというような状況でございます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

御存じのように、この問題については当議会においてもさまざま議論になった経緯がございまして、全国的にも自治体から要望が相次いでいたり、いろいろな各関係団体において取り組んできた大変重要なテーマでございますから、そういう意味では、担当レベルの間でも、ぜひとも国の定期接種化に向けて取り組みをお願いをしたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

私は、根本議員同様に、地域を歩きますと、待っていたのが実現したとって本当に喜んでいらっしゃる方にたくさん会うことができました。本当にうれしい施策をしていただいたと思っております。そこで、細かいことなんですけれども、まず最初に細かいことから。実は1回目は多賀城市民であったのでここで受けられたと。しかし、途中でどうしても転出をしなければならない。その転出先が例えばそのような助成をしていない地域に転出をされたというような場合に、どんな措置を考えていらっしゃるのか、1回目に受けたことがむだにならないような何かそういう施策が必要ではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほどの質問とも関連するかと思いますけれども、いわゆる法定化されていない、定期接種化されていないということですので、あくまでそれぞれの自治体における任意接種ということになります。ですから、多賀城市の施策として実施をするということでございますので、これにつきましては、多賀城市民を対象に接種を助成するというふうな形になります。

○議長（石橋源一）

11 番戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

そのあたりは、それはそのとおりだとは思いますが、1回目に受けたことがむだになるねというような市民の声も聞こえておりますので、何らか、どういう措置がいいのか私もよくわかりませんが、考えていかなければいけないことではないかなというふうに考えております。

もう一つは、私もこの質問のときに、肺炎球菌ワクチンについては高齢者にもという話をさせていただきましたけれども、その高齢者の面も多賀城市としては検討していきたいと、そういうふうな御説明であったと思います、あの時点では。その後の検討で、高齢者の問題についてどのような検討をなされて、どうなったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まずちょっと今の質問にお答えするよりも先ほどの質問についてちょっと今確認ができたのでお話しさせていただきますけれども、移った先でどうなるかという問題につきましては、国がこういった形で財政的に支援をするというふうな形になったものですから、ほとんどの市町村で実施に向けてどうも動いているというふうなことが確認されておりますので、

多分どこに移られても援助を受けられて実施できるのではないかというふうに思っております。

それから、高齢者の関係につきましては、なかなか、先日もお答えしましたとおり、財源的な問題、その他やなんかについてまだ解決できない部分がございますので、その辺はもうちょっと検討させていただきたいということでございます。

○議長（石橋源一）

11 番戸津川議員。

○11 番（戸津川晴美議員）

転出の問題については、私もそのように認識をしておりましてけれども、中には何かまだ県内でも一つ、二つ、そういう市があるということをお伺いしたので、ちょっとその辺の懸念がありまして質問をさせていただきました。みんなが早くどの市でもそうなるように願っているところです。

高齢者の問題ですけれども、なかなかこれだけでも大変だという、財政のことはよく理解できますが、やはり私も高齢者の人たちが何か、ああ高齢者のことも考えてくれているんだなというようなことを、少しでもやっぱり多賀城市としてそういう姿勢を見せていくというためにも、何といたしますか、全部でなくてもやはりほんの一部でもいいからどうぞお受けになってくださいと、これだけの助成をしてみたいというような姿勢を今後もぜひ検討を続けていただきたいと思いますし、この2年の期限があるというその国の予算措置ではございますけれども、ぜひ市民の皆様の本当に喜ばれている姿を見ていますと、市独自でもぜひこの施策を続けていき、また定期接種に持っていけるように御努力を今後もよろしくお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この案件につきましては、早速取り組んでいただきましてありがとうございます。予算委員会でいろいろ私も質問した経過がありましたので、感謝申し上げたいと思いますが、今回は国の助成というものがあって思い切ってやっていこうという流れになっていると思います。これも2年間という制約はあるわけですけれども、これをスタートしたということは、国が出始めに補助金をつけてスタートさせたと。今後、2年後の国はどう出てくるかわかりませんが、あとは市町村の中でできるだけやっていただきたいと思いますという趣旨があるんじゃないかと思うんですよ。その辺はどのように理解をしているのかどうか、その辺の基本的な考えだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ワクチン接種につきましては、これは公衆衛生ということなんです。要するに国民にひとしく、いわゆるそういった重篤な病気にかかる、あるいはそういったリスクを軽減するためにいろいろな、今回の件でも、いわゆる副反応の状況がどうなるかというふうなことにについてはまだまだ不明な部分がございます。ただ、そういったリスクを冒してもワクチン

を接種をするというふうなのが、いわゆる公衆衛生の基本になっているのかと思います。ですから、今回のワクチンにつきましても、そういった考え方に基づいてやっぱりやられる方向にどうも近づいてきたのかなというふうな認識を持っております。

問題は、新年度予算のところでも御説明する形になるかと思えますけれども、これにかかる費用の問題なんです。今は約半分程度国の方から財政の支援があるということでございますけれども、かなり予算の規模としては大きな規模が出ていくというふうなことになります。これを一自治体、それぞれ全国の自治体の負担でというふうな話になりますと、相当やはり重いものがあるのかなというふうに思っております。こういった部分につきましても、国の方に対してそれらの費用部分についてしっかりと国の方でサポートしていただけるようお願いをしまいたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

まさしくそうだと思うんですけれども、国の財政援助だけを頼っていくような自治体運営では問題が出てくるんじゃないかと。少なくとも地域主権と騒がれている今日ですから、こういうふうに緊急にやると、その道筋があったとすれば、今後も継続してこういう事業をやっていくんだという意気込みで取り組んでいかなければいけないんじゃないかと。それが例えば国がどうしても2分の1が3分の1になっちゃうと。じゃあ、その分の足りない分はどうするのかと。

そうすると、県にその分の3分の2なり3分の1を負担してくれとか、いろいろな工夫をしていかなければいけない。1回やって2年間で終わりというような、私は予防的な事業はあり得ないと。少なくとも継続的にやっていくんだと、そのための財政措置はどうやっていくのかということも含めて、私は長期的視野に立った予防というものを考えていくべきだと。

そのことが多賀城市民の健康につながっていくことであって、そして、強いて言うならば、保健の問題についても財政的な貢献していくという視点があると思いますので、ぜひその辺は前向きで、今後も継続していくんだという方向性の中で、もし国がだめであればみずからの手でもやっていくんだという、そういう基本的な信念でやっていただきたいというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

もちろんそのような形で今回始まったわけございまして、あくまで先ほど来申し上げておりますとおり、定期接種化の方向がどうも出てきたというふうな前提で実施をするということでございますので、財源の問題触れられましたけれども、必ずしもこれは一自治体が奨励的にやっていくというふうな話じゃなくて、先ほど申し上げましたように、公衆衛生の一環として実施をしていくんだというふうな考え方でございますので、途中でやめる云々の話にはならないというふうに思っております。

ですから、これにつきましては、何とか財政もそれなりに裏づけをしてというふうな形になっていこうかと思えますけれども、今の時点では何らそういった部分についての国の方

向が明示されておりませんので、今の時点で明確なお答えができないということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

部長からはそういう答弁しか出てこないんじゃないかと、現時点では。当然の答弁だと思います。やはり政策的ですので、これはやっぱり首長を中心としてどう取り組んでいくかという一つの課題でもあろうと思いますけれども、市長、どのように考えておられますか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これらの問題に関しましては、1 回やり始めたら当然継続していくのが市の方向性として当然であろうというふうに思います。ただ、扶助費が毎年御存じのようにどんどん、どんどんふえてきております。後で次年度予算もやるわけでございますけれども、ですから、その辺の重みがひしひしと伝わってくるような状況でございますので、当然継続するという方向性には間違いございませんけれども、ぜひその辺のことも考えていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ひとつそういう方向で検討していただいて、やるという方向のようでございますので、あとは財政上の問題がいろいろ出てくるんじゃないかということが懸念されているようにつながれるわけですが、これはやはり県・国を通して何ともしようかということはやっていくんだという視点で各自治体とも協力してやっていくことが肝要ではないかというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

15 番松村議員。

○15 番（松村敬子議員）

1 点、前段の部分にも思っていましたけれども、竹谷議員と同じ意見ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、もう 1 点は、一応今回の 3 種類のワクチン接種は 2 月からということなんですけれども、それ以前に特に子宮頸がんとか、ワクチン接種認められてから受けた方もいらっしゃるんです。2 月前に。そういう方に対しての助成というか、補助というのはあるのかどうか、その点をお伺ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほど私の説明の中で申し上げましたとおり、あくまで基準日が2月1日という形になりますので、そこから以後の事業というふうな形で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは浮島字谷中地内の配水管に漏水が確認されたことから、緊急に漏水対策工事を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては水道事業管理者から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

それでは、13 ページお願いいたします。

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

説明に入る前にこれまでの経過について御報告いたします。

2 月 1 日に電気防食調査のために現地を掘削中に、JR 東北本線の軌道内を横断している配水管、これ口径 350 ミリの鋼管でございます。そこから漏水が確認されたことにより、緊急に漏水対策工事を行うものであります。

2 月 3 日、4 日に不断水によるバルブを 2 カ所設置しました。中央公園側と城南小学校側に 1 カ所ずつ設置いたしました。7 日月曜日でございますが、バルブを操作し、まず漏水を停止し、高平踏切付近を横断している森郷配水池からくる水に切りかえ工事を行いました。このことによって、断水をすることはなかったものの、水の流れが変わったことにより濁りが高橋、新田、山王、南宮及び城南地区の一部で発生いたしました。7 日はバルブ切りかえた当日でございますが、夕方 6 時から 10 時ごろまで 26 件、翌 8 日には前日に濁りがありましたとの電話でございましたけれども、16 件あり、合計 42 件の苦情、あるいは問い合わせがありました。

上水道部の対応といたしましては、連絡をいただいたお宅、あるいは付近の水道水の確認作業を実施しましたが、8 日の朝にはもう既に濁りはおさまっております。しかし、市民の皆さんに御迷惑をおかけしたことに對しまして、この場をおかりいたしまして心よりおわび申し上げます。

これから漏水箇所の工事に入るわけですが、JR の敷地をお借りしないと工事ができないため、現在、申請中でございます。許可がおり次第、工事にかかりたいと思っております。

なお、工事の概要については、さきに配付しております資料に基づいて、後ほど櫻井次長兼工務課長より説明させます。

それでは、本題に入ります。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。

第 2 条第 4 号イ配水管改良事業「9,307 万 5,000 円」を 2,000 万円増額して、「1 億 1,307 万 5,000 円」に改めるものでございます。

第 3 条は、資本的収入及び支出でございます。

予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に對し不足する額「5 億 2,790 万 7,000 円」でございましたが、これに 2,000 万円を増額し、「5 億 4,790 万 7,000 円」にし、その補填財源として建設改良積立金「1 億 5,891 万 2,000 円」を 2,000 万円増額いたしまして、「1 億 7,891 万 2,000 円」に改めるものでございます。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思っております。

17 ページは、補正予算の説明書でございます。

1 款 1 項 2 目配水管改良事業費で、緊急漏水対策工事といたしまして 9,307 万 5,000 円を 2,000 万円増額いたしまして、1 億 1,307 万 5,000 円に改めるものでございます。

工事の概要につきましては、次長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

それでは、議案第 2 号関係資料をお願いいたします。こちらの資料でございます。

図面の上側、ただいま管理者から説明ありましたように、3 日と 4 日に JR 貨物線の北と南側に新設の仕切弁を 2 基設置し、工事完了後、通水時に管内清浄のために使います新設配水弁を設置し、7 日に森郷系からの配水に切りかえをいたしました。これにより、現在、鉄道用地内は漏水は停止している状況でございます。

これからの工事内容でございますけれども、既設管 350 ミリの管の中に新たに口径 200 ミリの高密度ポリエチレン管を推進、押し込む工事を行うわけでございますけれども、図面の左下なんですけれども、推進工事は北側に、中央公園側に発進坑、6 メートル掛ける 2 メートル掛ける深さ 2.8 メートル、南側に到達坑、3 メートル掛ける 2 メートル掛ける 2 メートル 80 を設け、高密度ポリエチレン管をパイプインパイプしていくわけでございますけれども、左下の平面図に示してあるとおり、城南小学校の到達坑が鉄道用地内、フェンス内に設けなければならず、現在、この工事内容でもって 7 日に JR の方に建設工事の協議書を提出し、現在 24 日あたりをめどに工事着手ができるよう協議を進めているということでございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

問題の箇所は東北本線を十字に横断というか、下を通っているということで、大変な工事じゃないのかなと思うんですけれども、この工事とは別に今の水道のちょっと現状のものを、この際ですからちょっとお聞きしたいと思うんです。今般のように漏水というのがこれからもたびたびあると思うんですが、いわば漏水調査というのをいろいろと夜間にやっというらっしゃると思うんですが、本市においては漏水調査というのはどのようにされているのかということを確認しておきたいことと、2 点目なんです、今般は 350 から 200 のパイの高密度ポリエチレン管を鋼管の中に入れていくと。今、大都市なんかでも新たに鋼管をかえるのではなくて、既存の管の中に恐らく今回の工法と同じように高密度ポリエチレン管を入れて、将来に対しても漏水がないように、いわば新しく更新というわけではないんですけど、漏水防止のための切りかえ工事みたいのをやっておられると思うんですが、今後はそういうことをどのように推進していくのか。

そうでないと、今回のような、たまたま御説明では電気防食調査のための掘削をやっていて発見ということなんです、私が質問している 2 点をやっというればある程度漏水というものは防げるのではないかと思うので、あえてここで御質問させていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

まず、第1点の漏水調査の関係ですけれども、近年におきましては、現在多賀城市の給水区域を2系統に分けて2年に1回ずつ漏水調査というものをを行っている状況でございます。これにつきましては、今後も継続してやっていかなければならないというふうに考えてございます。

また、今後どのようにやっていくかということなんですけれども、現在、電気防食調査につきましては23カ所考えてございます。今後ともこういった箇所を、今やっているというところにつきましては重要幹線、いわゆる道路、国道、鉄道、そういったところをメインにやっておりますけれども、今後ともそういったところの洗い出しを行いながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

ただいまの説明、きちんと理解しました。2系統に分けて調査等をして、いわばライフラインですので、いつ何時腐食していたところが水漏れをどーんと、圧力の関係で破れたという表現が妥当なのかわかりませんが、そういう形でいわば水の流れの末端の方で水が届かなくなってということがあり得ると思うので、水というのは電気等を含めてライフラインの本当に市民生活を支える重要なものですから、今後も調査等々含めてしっかりとやっていただきたいと思うし、このように御説明のあったように、いわゆる鉄道の下とかそういうところはできるだけ早く調査等をきちんと終えていただきたいと、これは要望にしておきたいと思いますが、お願いしておきます。

○議長（石橋源一）

7番森 長一郎議員。

○7番（森 長一郎議員）

今の昌浦議員と同じような内容なんですけど、原因を改めて伺いたいなと思ひまして、東北本線の下ということで、振動が随分と関係あるのかなと。あと土壌の関係でというお話もございましたが、耐震上、今後多分考えていかなければいけない問題があるのかなというふうな思いでございまして、その辺ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

今回の原因につきましては、ちょうど電気防食の調査というものを行っておりましたけれども、当然専門家もそこにおりましたけれども、いわゆる電食による原因というふうに考えられてございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

原因については電食の調査に基づいてというふうなことの発見でありました。非常にJRの敷地内復旧に時間がかかるというふうなことでございまして、24日ですか、めどにしてというふうなことで、実際それに関して緊急の場合、JRとの折衝でなるべく早く、早期に対応ができるような今後耐震、災害が起こることも考えられますので、その辺の対応のことも少し考えていって、煮詰めていった方がいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

今回、埋設する管につきましては、いわゆる耐震管を備えた、そしてまた、電気防食を防げるというような管の内容で検討してございます。

あと、JRとの協議につきましては、早急にやれるように何回も協議しながら、向こうの方と協力を仰ぎながらやっていきたいと思っています。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

今回は資本的収支の中で工事をやるということですね。もう何年前か忘れましたが、市川の配水池で、6,000万円の耐震工事をやってそれが損益収支の修繕費に計上されておかしだろうと。さんざんやったんですけども、1年間議論したんですけども、今回はあの議論が生かされているというふうに理解してよろしいのかどうかということなんですが。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

今回の漏水対策に伴う工事でございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、高密度のポリエチレンパイプ200ミリを約25メートルほど布設がえすると。あと同時に、新たに不断水の仕切弁2基と配水弁を1基設置するというような内容でございまして、配水管の維持能力の向上を伴うものでございますので、今回につきましては、4条予算の建設改良費からの支出というふうにさせていただくものでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと微妙な回答ではあるんだけど、私自身としては生かされたものだというふうに理解をしておきたいと思えます。皆さんはもうどんどん異動があったり定年があったり、

どんどん職員かわるんだよね。だから、こういうこともあったんだということはきちんと代々職員の皆さんに伝わるようにしておいていただきたいということをお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

この電食ということで、あとここの下の土壌との関係があると思うんですよ。実は私昔経験あるんです。ガス管が電食でやられちゃって、原因がわからなくて下にはわすわけにいかないから、いわば土台の上に上げちゃったということをやったことがあるんです。ですから、ここ電食があるということは、この辺の土壌がそういう傾向にあるというふうに踏んでおかなければいけないのではないかと。そうすると、こういうことはまだあるかもわからないという想定の中で、この辺は十分点検作業を重視しておかなければいけない地域ではないかというふうに見ざるを得ないんですけれども、そういう見方をしておりますか。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

今回市内全域を電気防食の調査するに当たって、そういったことを加味しながら当然やっていたわけでございます。地質との関係、いわゆる電食といいますと、直流電源、鉄道からの迷走電流が走ってそこで電食が起きる場合と、あと今おっしゃられたような土壌との関係、あとコンクリートまきたてして、中に鉄筋が入ってきますと、そこに異形管との電位差、そういったものが生じて電食をおこる、いわゆるマクロセル電食といいますか、そういったことが考えられてございます。そういったことを踏まえながら、今後も土壌とか、そういった場所、そういったことを十分検討しながら、今現在23カ所挙げていますけれども、今後ともそのほかにないか、またあと現在は管を布設するに当たりまして、ポリスリーブといって管をビニールで巻き込んでございます。そういったことがされていますので、そういった部分に関しては土壌の汚染は影響ないのかなというふうには考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ここの件はそれで解決しても、この先、前後ろあるわけですから、その辺もやっぱり重点的にやっていかないと、問題もしあったとすれば早目に今みたいな措置を講じていくようなやり方をとっていかなきゃまずいのではないのかなと。ましてや本管ですのでね。

それと、今言った耐震の関係からいっても大変重要な役割をするのではないかと。特に、この地区が、中央公園のこの辺が地盤沈下なんですよ、実は。サッカー場、かつてサッカー場を芝生にしようかという話もあったんですけれども、地盤沈下が激しくてなかなか落ち着かないということで、今のような格好になったという経緯が私の頭にあるものですから、そういう意味で、ここがこうなったということは、ああそれとの関係があるのかなということがちょっと頭をよぎったものですから、特にその辺を私はここだけじゃなく、この前後もやはり注意をして、注意深く見ていかなければいけない地域ではないかというふうに思いますので、ぜひやっていただきたいと。

それから、先ほど藤原議員から、いわば4条予算の扱いについて、私は素直に当時のあなたの発言がやっぱり4条予算でやるものはやるんだとかね、いろいろそういう反省を踏まえて今回はこういう措置しているんで、今後はその精神でやっていきますよというぐらいの、私は答弁しておいた方がよろしいんじゃないのかと。あのときの議論が何だったんだということになる。やっぱり議会議員の方からある程度そういう提案されて、議論してみたらやっぱりその方がいいというふうに落ち着いたから、ここに今回はいわば4条予算でやっていったということになるんでしょうから。その辺は素直に私は反省というか、そういう方法が大事なんだということを私は証明しておいていいんじゃないのかなという気がいたしますので、その辺は再度管理者でも結構ですから、基本的な姿勢についてお伺いします。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

確かに今回、最初は修繕という形でいけばもう当然3条予算ということだったと思いますけれども、先ほど次長が言ったことで4条予算ということにしました。当然以前に議会の中でも議論されたことも総合的に判断しながら、これは本当に3条なのか、4条なのかということ判断して、今言ったように新たな管を入れかえバルブもするというので、これは4条だよということ今回決めさせていただきましたので、前回のことも全然頭になくしてただやったというんじゃなくて、そういうものも意識しながら、総合的に判断をして4条予算だよということにしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石橋源一）

12番中村議員。

○12番（中村善吉議員）

先ほど竹谷議員と同じような質問なんですけど、電食というと、簡易電食防止装置というのが考えられるんですけど、そのような措置はやったことはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

簡易電食防止装置といいますと、ちょっとあれなんですけれども、今現在、平成16年のときからうちの方ではこの調査をして、いわゆる電位差が生じているところ、そういったところには電気防食の工事、いわゆるマグネシウムでその電位差をなくするための電圧を、電圧差が生じたところにはそれをバランスがとれるように電圧を逆に入れてやるんですけども、そういった工事をやってございます。今現在、23カ所中15カ所もう既にやってございます。来年もまた考えてございます。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

本体を電食させないで、別の材料を優先的に電食させて本体を守ると、そういう方法は一般的にはとられているんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

ちょっと回答違うかもしれませんが、電気防食につきましては、先ほど申しましたように、うちの方で管の方にポリスリーブというもの、ビニールを巻いてそういった電位差が生じないような防食工事はもう既にしております。ただ、既設のものではそういったのがなされていないところについては調査をして、今現在そういった防食工事を施しているというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

細かいことはまた現場に行ってお話したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

9番板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

行政全般のことにかかわってくると思いますので、ここでちょっと水道事業管理者の方にお聞きしたいんですが、この事故の後、復旧工事をしましたよね。水系の切りかえをしました。それで、多少濁り水が出ます。その件に関して事前、事後の広報をどのように行ったか、行ってないか。今後の対応に対して十二分に、これ一般的なことになると思います、行政に関して。その1件に関してちょっとお聞きします。

○議長（石橋源一）

管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

今回の工事に関して事前、事後どうしたのかということで、先ほどお話、説明させていただきましたが、濁りというのは外からの濁りじゃなくて、管の中に付着しているやつが、流れが変わったことによってある一部分、地域の中でも一部分に発生したということで、大変申しわけなかったなと思ってございます。電話いただいた方にもちょっと水道から水出していただけませんかということで、電話をやりとりしながら出してもらっていて、ずんずんよくなりましたといった電話もあるわけです。非常にひどい濁りではなかったことも確かですけども、ただ、外に水を出させたということは間違いございませんので、そういう方々については、前月との比較をしながら大体濁りが出た、発生した地域わかりますので、その辺の方々のそういうものに対して水道料金が少し大きくふえてきているなということになれば、そういう事情も聞きながら減免というのも考えていかなければならないのかなという思いはございます。

ただ、工事がまだ終わったわけでもありません。先ほど言ったように、JRの許可をもらったら24日ごろにまたパイプラインパイプを通して、それが工事が終わればまたバルブもとに戻したいと思っています。そのとき、ちょっとまた流れ変わるんで、その辺は慎重にうちの方では切りかえたところの近くのドレーンっていうんですけども、水をもう流して末端までいかないように、（「議長」の声あり）

○議長（石橋源一）

今、答弁中、（「済みません、ちょっと発言許してください」の声あり）板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

私がお聞きしたことと、今御答弁されていることが違うから私今手を挙げました。

○議長（石橋源一）

事前と事後の件ですか。（「広報です、広報をどのようにしたかです」の声あり）広報の件ね。管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

大変申しわけございませんでしたけれども、広報は事前にはしませんでした。それは言いわけになりますからしませんでした。今後、また切りかえ工事しますので、その時点ではやっぱりきちっとこの反省を踏まえまして広報していきたいなと思っております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

7日に切りかえをした段階で午後6時から10時ごろまで26件の電話での問い合わせがあったと。そうしたら、その間にどうしてできなかったんですか。それ一つお聞きします。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

工事やっている最中は広報車とか給水車も待機してやっていたんですけども、日中はそういった濁り等の苦情というのは全然ございませんでした。6時過ぎあたりからそういった電話が入ってきたんですけども、電話のお話ししている内容の中で、濁りがほとんどおさまっているというような状態でございましたので、給水活動とか広報とか、そういったことまでは及ばなかったというような状況でございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

結局、専門的に担当の方では、水系を切りかえた場合にそういうことが発生する可能性があるということは事前にわかっているわけですよ。でしたら、何でそういうことを、これは市川配水は関係ないですが、森郷水系から供給されている、あとは市川配水から供給

されている世帯というのはわかるわけですよね、これ。それに対して何でできなかったのか、それを明確にお聞きしているんです、私。

○議長（石橋源一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)工務課長（櫻井友巳）

今、多賀城市内の配水管についてはブロック別に分けてはございません。すべてが皆管がつながっている状態でございます。今回に関しても、ある程度水圧の流れ、あとそれから、水の向きが逆になるというようなことは予測、内部でも話はしました。そのために、やるに当たってエリアをじゃあどこまでするかということになりますと、なかなかその辺のエリアの判断が難しかったという事情がございます。そのために、一応工事をやっている最中は広報車、あと並びに給水車も一応準備はいたしました。そして、待機して、現場の方はバルブの調整、水圧の確認等を行いました。たまたま9時から始まりまして10時半に終わりましたけれども、水が使われる時間帯に特に濁ったり何だりがします。そうしますと、日中、お昼の時間帯、そういった濁りの電話がくるのかなということで待機もしておりますけれども、日中5時過ぎあたりまでは全然そういったことがこなかったものですから、こういった状況になったということでございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

今後の対策は全然答弁になかったですよね。ということは、お待ちください。夜おふろに水を張ったらば濁っていると。それで、自分の家で亀裂を生じたのかなと思って2回だか3回くんだそうです。やっぱり同じだったそうです。それで、その日は終わったと。ただ、翌日お電話したらば、来て見てもらったけれども、外見だと。それで、これ以上はあと業者の方の対応になりますと、それで中に入って見てくださいと言ったならば、ああ、そうですねということで、結局対応ですよ、対応。窓口しかり、現場しかり。それがまだまだ今余りなっていないんじゃないですか。

だから、私これを聞く前に行政全般にかかわることですからと言って御質問させていただいた。広報車がそこに待機しているんだったならば、何で歩かなかったんですか。多賀城一円歩いたって1時間で終わりますよ。その辺の対応ですよ。管理関係ですから、現場やっぱりトップの方からちょっとその辺に関して、今後のことに対してお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

まず管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

広報車出さなかったということに対しては、本当におわび申し上げたいと思います。これを教訓にまだまだ切りかえするわけですから、またそういう事態を起さないようまず努力をすることはお約束しますけれども、もしものことも考えられますので、きちっと今後は広報もしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく御理解賜りたいなと思います。

○議長（石橋源一）

それでは、当局の、執行部の方へという板橋議員からの答弁が求められておりますので、総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

今のは水道の関係だったんですけれども、役所の関係ですと総務が全体的なものをやっているのかなと思っているものですから、例えば何か起きたときにすぐに市民に周知する必要があるという場合につきましては、できるだけ広報車、もしくは防災広報無線、または回覧、またはホームページ、いろいろあらゆる手を尽くしながら事前に周知を図っております。今後もそういう方向性で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

板橋議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 15 分。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

日程第 4 議案第 3 号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 3 号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、鈴木明広副市長に退席を求めます。

(副市長 鈴木明広退席)

それでは、職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第3号 副市長の選任につき同意を求めることについてであります。平成23年3月31日で任期満了となる鈴木明広副市長を再任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料No.3の3ページに鈴木明広副市長の経歴書を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いたします。

○議長(石橋源一)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

鈴木明広副市長に入場を願います。

(副市長 鈴木明広入場)

ただいま議案第 3 号で副市長の再任の同意がなされましたので、ここで鈴木明広副市長にあいさつをお願いいたします。

(副市長 鈴木明広登壇)

○副市長 (鈴木明広)

ただいま副市長選任の件につきまして、御同意を賜りましたこと心から感謝を申し上げます。

ここに改めてこの職責の重さを痛感する次第であります。今後とも菊地市長の指導のもとに誠心誠意職務に精励してまいりたいというふうに考えております。議員の皆様には、今後ともよろしく御助言、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

日程第 5 議案第 4 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (石橋源一)

日程第 5、議案第 4 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 4 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは昨今の経済不況と本市の財政状況が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、平成 22 年度に引き続き平成 23 年度についても、私及び副市長の給料及び期末手当の支給額を減額するものであります。よろしくをお願いいたします。

○議長 (石橋源一)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16 番根本議員。

○16 番 (根本朝栄議員)

昨年と同様、平成 22 年度と同様に市長は 10%、副市長は 5%という削減をするということでございます。この市長の意思は意思として理解をするものであります。そもそも論から言いますと、大変財政が厳しいという状況の中で、当時の鈴木市長が自分の給与の 10%削減と副市長の削減、そして管理職手当の 30%の削減ということでスタートしているんですね。それはそれでその意気込み、あるいは当時の財政状況を考えて、私ども議員としていたし方ないだろうということで賛同させていただきました。

昨年質疑の中で、管理職手当はもう削減はやめなさいという質問をさせていただいた折に、やはり市長、あるいは副市長の削減も財政的にそれほどの効果はない、はっきり申し上げ

てね。だから、それ相当の職務の責任と、そして行動を行っている以上は、それ相応の報酬審議会で決めた報酬をいただくのは、これ当たり前のことであって、新聞を見ますと、ほかの自治体でも削減をしてきた自治体が削減幅を縮小するとか、そういうことをやっているところもあります。

ですから、そういう意味では、そういうことも総合的に判断しての、検討しての結果なのかどうか。その辺の事情を市長に聞くわけにはいかないの、総務部長、どうなんですか。この間、私の質疑のときに前回は総務部長に答えていただきましたね。その辺も検討してみたいというようなことだったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ただいまの件なんですけれども、このことにつきましては、いろいろと内部で検討をさせていただきまして、市長、副市長なんかともいろいろ相談をさせていただきまして、総合的に判断させていただいて、まだその時期にはなっていないだろうということで、私からすると、やっぱり夜昼 24 時間いろいろ動いているわけでございますので、そういう気持ちはあるんですけども、市長、副市長の方からまだやっぱり厳しい状況にあるので、これを続けていく必要があるのではないかとということで、据え置くべきだというようなこともありましたので、このような形になったわけでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

総務部長の答弁はよくわかるんです。市民感情からいってもそうだろうと。全体的な流れからそうだろうという判断の中でやったと思いますが、上げるときは報酬審議会をやる、下げるときは第三者の意見を聞かないの制度になっていますよね。これは多賀城市で決めればいいことですから、上げることも下げることも第三者の意見も聞いて、こうあるべきだということを引きつらした方がいいんじゃないか。条例で毎年、毎年これやっている。であれば、報酬の改正条例を出した方がかえっていいと思うんですよ、逆に。それは第三者の意見を聞いてきちっと整理をして、整合性をとっていくと。そして、第三者からいってこうだとすれば、それをベースにして景気がよくなった場合にどうあるべきかと。ベースはそのままにしておいて、条例でやっていくというのは私は今、総務部長のおっしゃられるのはわかるんですけども、そうであれば、報酬審議会みたいな第三者機関で全体のことを議論してみたらいいんじゃないかと思うんですよ。これは我々も一緒ですよ。それから、審議会の委員の日当もそうですよね。ずっと変わらないできている。現下の情勢はこういう情勢だ。であれば、多賀城市の報酬そのものがこれでいいのかどうかということに、私はちょっと審議した方がいいんじゃないかと。

やっぱり 10 年も同じようなことをやっているんじゃないかどうにもならないんじゃないかと思うんですよ。そういうふうに思いますので、ここで回答くれと言ってもなかなか検討するという御回答しかこないと思いますので、十分そういう意見をお聞きしていただいて、市長、並びに副市長、総務部次長、担当を含めてやっぱり協議してみたらいかがでしょうか。その方がいいんじゃないかと思うんですけども、ひとつ協議してくださいということだけお話ししておいて、回答はいいです。そういうことをひとつ総体的に検討してみる時期ではないかということをお意見として申し上げておきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

私はあれこれ意見を言うつもりはないんですが、参考までに塩竈市の市長と副市長の給与はどのぐらいになってくるのか、お答えいただけますか。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

お答え申し上げます。

塩竈市でございますが、現在、塩竈市においては、市長が削減率が20%、それから副市長が18%ということをやっております。多賀城市は市長が10%、それから副市長が5%という削減割合でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

塩竈市の決算カード見たら、市長の給与は月額75万円、副市長は62万6,600円、多賀城市の市長は86万7,600円、副市長が74万1,000円となっているんだけど、これはあれですか、削減した後の金額ですか。この決算カードに載っている金額というのは。

○議長（石橋源一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤敏夫）

塩竈市の市長でございますが、条例上は98万9,000円でございます。それから副市長が80万5,000円でございます。多賀城市でございますが、市長は96万4,000円でございます。それから副市長が78万円ということでございます。ですから、今の議員の数字は削減後の数字だということでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋源一)

日程第 6、議案第 5 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 5 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第 4 号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料、期末手当の支給額を減額するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(石橋源一)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原議員。

○10 番(藤原益栄議員)

ちょっとこれも塩竈市の決算カード見ていたら、教育長は 56 万 8,300 円、多賀城市の決算カード見ていましたら 62 万 4,150 円となっておりますが、これもあれですか、減らした後の金額ね。本則、本来の給与との関係ではどうなっているのかちょっと、先ほどと同じようなデータを示していただきたいんですが。

○議長(石橋源一)

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長(佐藤敏夫)

教育長でございますが、塩竈市は現在 15%の削減ということで決まっております。それから、本市は 5%でございます。本来教育長は月額 65 万 7,000 円でございます。ですか

ら、これの5%削減ということになりますと、62万4,150円という数字、先ほどの塩竈市のやつはこの削減後の15%減の金額だということでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第7、議案第6号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第6号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。これは老人保健特別会計を廃止するため、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案第 6 号 多賀城市特別会計条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

老人保健事業は、平成 18 年に老人保健法が改正され、平成 23 年 3 月をもって終了いたしました。後期高齢者医療制度へ移行してございます。そのため、老人保健特別会計は、老人保健事業に基づく医療の廃止後 3 年間は設けることとされておりましたが、平成 23 年 4 月 1 日で 3 年が経過することとなり、歳入歳出の事務もごく一部を残すのみで特別会計として存続させておく必要が希薄となったことから、同日付をもって同特別会計を廃止するものでございます。

それでは、資料 3 の 6 ページをごらんいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。新旧対照表の右側をごらんください。

第 1 条第 1 項第 2 号の「老人保健特別会計」を削りまして、左側に記載のとおり、後続の各号をそれぞれ繰り上げる改正を行うものでございます。

大変申しわけございませんが、資料 1 の 25 ページの方にお戻りください。

附則でございます。

施行期日は、老人保健法の規定による医療の廃止後 3 年が経過することとなります平成 23 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、経過措置といたしまして、老人保健特別会計の平成 22 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例によるものでございます。この経過措置は、一般会計や他の特別会計と同様に、出納整理期間に相当する期間を設け、一般会計等と同時期に決算その他の手続を行うために設けるものでございます。

なお、平成 23 年 4 月 1 日以降において発生する見込みのある歳入歳出につきましては、一般会計において処理することとなりますので、平成 23 年度一般会計予算に必要な科目を設けることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例について

○議長(石橋源一)

日程第 8、議案第 7 号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 7 号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例についてであります。これは国から交付される住民生活に光をそそぐ交付金を積み立てるための基金について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

市長公室長。

○市長公室長(菅野昌彦)

議案第 7 号 多賀城市住民生活に光をそそぐ基金条例について御説明をさせていただきます。

住民生活に光をそそぐ基金の説明に先立ちまして、国の平成 22 年度補正予算(第 1 号)により創設された住民生活に光をそそぐ交付金について若干説明をさせていただきます。

住民生活に光をそそぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられなかった分野の事業に対する地方公共団体の取り組みを支援するために交付されるものでございます。この交付金の対象となる事業につきましては、地方消費者行政、DV 対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、それから知の地域づくりに関する

事業で、地方公共団体が作成する住民生活に光をそそぐ交付金実施計画に基づいて実施する事業となりますが、基本的には雇用拡大につながるソフト事業を想定しているものでございます。

この交付対象事業の事業期間は、平成 24 年度までとなっておりますことから、この交付金を基金に積み立て、平成 23 年度及び 24 年度に実施する地方単独事業の財源とすることが認められているものでございます。この交付金の趣旨に基づいて、平成 23 年度及び 24 年度に具体的に実施する事業につきましては、後に予算議案において説明させていただくこととしておりますので、ここでの説明を割愛させていただきたいと存じます。

それでは、条例案について御説明申し上げます。

資料 1 の 27 ページをごらんください。

まず、第 1 条、設置でございますが、この基金の設置目的は、ただいま御説明申し上げたとおり、国からの住民生活に光をそそぐ交付金を積み立てて、本市における同交付金の趣旨に沿った事業の円滑な実施を図るものでございます。

次に、第 2 条の積立て、基金として積み立てる額は、予算に定める額の範囲内の額とするということでございますけれども、今回、基金の原資として積み立てる額は後ほど御審議いただく平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）に計上しております額 1,182 万 3,000 円でございます。

続きまして、第 3 条、管理、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないでございますが、基金に属する現金は、金融機関への定期預金による保管を考えてございます。

次に、第 4 条、運用益金の処理、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算計上して、この基金に編入するものとするでございますが、これは他の基金と同様の扱いでございます。基金の運用から生ずる利子について予算に計上した上で当該基金に積み立てるということでございます。

次に、第 5 条、処分、市長は、第 1 条の事業の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるということでございますが、住民生活に光をそそぐ交付金を基金に積み立てて活用する場合には、同交付金の趣旨に沿った事業の財源に充てる場合に限定されておりますことから、この規定を設けるものでございます。

次に、第 6 条、委任でございますが、この条例に定めのもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定めるとしてございます。本市の公金管理運営に共通した取り扱いを定めております市長訓令に多賀城市公金管理及び運営基準がございまして、この訓令によりまして、基金に属する現金の管理運用に関する規定がございまして、この訓令に沿った形で運用を行っていくことを予定しておりますので、このような委任規定を設けてございます。

最後に、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

後で補正のところに出てくるということなんですが、補正の資料をちょっと見ると、四つほど事業が考えられているようですけれども、この交付金の中で目的、分野、光が今まで十分に当てられてこなかった分野に使ってほしいということなんですが、消費者行政は、多賀城市ではちゃんとやられているということでは情報がちゃんと集まっていると思うんですけれども、DV 対策とか自殺予防等の弱者対策のあたりで、きちんとそういう事業に結びつくような情報が役所の中で集中できているのかどうかということがちょっと、私どもの議員、私たちグループ 4 人のところでは、なかなかその情報というか、相談があれば駆けつけるわけですが、困っている人がいなければいいんですけれどもね、そういうところできちんと役所で情報がつかめているかどうかという点が心配なんです、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御指摘のところは非常に理解できるんですけれども、いろいろ相談やその他につきまして、役所の体制も充実をさせて対応を図っているというふうに思っております。いろいろ外に情報が出ないということになりますと、そういった、いわゆる外見的な情報としてはお出しできるわけですが、個々の相談の中身であったり、具体的なその内容の部分やなんかについてはなかなかお出しできないというのが現実かと思えます。

それで、特に虐待云々の関係なんかについても、いろいろ県の機関であったり、あるいは学校その他との連携であったりというふうな形で、そういった部分には手厚く今までやってきておりますし、これからもそういった形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

情報を私たちによこせと言っているんでないんだよ。困っている人がきちんと役所で把握できて対応できるような仕組みが図られているかどうかという、実現しているかどうかということですので、それがきめ細かな住民に光を当てた政策と結びついていっていると皆さん方が感じていれば、それはそれでいいことだというふうに思うのです。

でも、多分この方針を出した大臣は、そういうふうに思ってないので出してきたというふうに思うので、ぜひその辺のところも具体的な事業に生かしていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

今度新しい基金条例というのを設けて、当然基金をつくる場合には条例をつくるということになっているんですけれども、先ほど市長公室長が最後の委任の欄で、市長訓令云々と

いうお話をされたんですけれども、以前私は要望していたはずでございますね。新設条例においては、委任における要綱、市長訓令も含めてそれは添付してほしいと。ですから、今般新しい基金条例がこのように上程されて、今審議しているんですけれども、その際にはやはりこの市長訓令も資料としてお出しただけじゃなかったことが少し残念ではないんですよ。

ですから、新設条例におきましては、最後の条例をつくる際の最後の基本ですね、委任事項というのを設けないとまずいわけですよ。ですから、その際にはその委任されるべく要綱等があるのであれば、新設条例に関しては添付していただいて、我々の判断がよりスムーズに理解できるように、判断が正しくできるように添付していただきたいということをあえてもう1回、新設条例においてはやっていただきたいということを、これはやっぱり回答を求めたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

以前同一の御質問等がございました。今回、先ほど委任先の訓令について申し上げましたけれども、これは平成14年の多賀城市の訓令第6号でございます。既存の例規集の中に登載済みでございましたので、今回はあえてつけませんでした。既存の要綱でも今お申しいただいたとおり、新設の条例等には必ず必要だということであれば、そのようにしていきたいと考えてございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

いや、補正予算では全額基金に積むということで、当初予算での議論になってくるんだと思いますが、私今、先ほど聞いて、公室長、国の定め基準、これこれこういうものに見えるよという基準、あなた手元に持っていますよね。少なくともそういう資料を議案資料として、参考資料として私は添付すべきだと思うんですよ。そして、共通の認識に立って当初予算をどう見ていくかということが大事だと思うんですよ。あなたべらべらべらと言ったって、多分議員の人ほとんどメモとれるようなものじゃない。それが大事じゃないかと思うんです。

同じ土俵の中、ましてや新しい基金創設だ。なぜこういう基金ができたのか、この基金はこういうぐあいに見えるんだということ、少なくとも条例審議のとき私はやるべきだと思う。説明しておくべきだと思う。多分言うと、いや、あの資料に載せていますからと言うと思うんですよ。それじゃだめなんです。それは実務的なことなんです。基金をつくるには、これこれこういうことでつくるんだ。国の定めはこうなんだということなんです。それをもとにして、今度あなたたちが提案して具体的なものに、じゃあ、多賀城市はこれじゃない、ここに使えないのかという話も出てくるわけですよ。私はそれを、今すぐ出せというのもまたあれですから、少なくとも補正予算計上していますので、それまでには私は資料として添付すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

大変失礼いたしました。議員の予測どおりでございますけれども、資料3の13ページ、ここに住民生活に光をそそぐ交付金事業制度の枠組みということで記載してございます。これにつきましては、補正予算の説明のときにこの中で具体的に説明を申し上げるということにしておりましたので、これを事前にごらんいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それじゃあ、あんた最初にこれを説明したら。私が質問しては、ここにありますからと。そんな失礼はないですよ。そんな答弁はないですよ。少なくともこれを説明して、だから、基金つくるんだというのが先じゃないですか。後先別ですよ。それによっては、この基金条例に反対するかもわからないんだよ、内容によっては。多分反対はしないと思うけれども。条例というのはそういうものなんですよ。あべこべじゃないですか、やっていることが。いかがですか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

以後説明については意を配してまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員、よろしいですか。5番米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

先ほど佐藤議員の方でもDV対策ということでお話しされていましたが、このDVというのはいろいろな自治体でも今取り組みが、少しずつなんですが始まってまいりました。特に、記憶に皆さん新しいと思います。あの石巻の事件がありました。元解体工の少年の事件がありました。その少年が裁判の中では、幼いころからの、幼少からの暴力が肯定されていたという、その資質が身についていたと言われております。そのDVというのは、いわゆる大人が子供の前でそういった暴力的なことも眼前に物すごくそれは大きく左右されていると言われております。そのために、やっぱりこういった悩みというのは知り合いにはお話しはやっぱりできないと思います。そのために、そういった対策というのがすごく重要視されるのではないかなと思っております。

近隣の市町村の中で、このように、これはエルパーク仙台のところに置いてありました。DVに関する相談窓口がここにございますよ、相談できない方はどうぞこちらにお電話くださいというのが、カードが置いてあります。利府町の中に、施設の中にはこういったところが、いわゆる女子トイレの中に、洗面所のところにこれがきちんとカードが置かれていたり、仙台市内でも今こういった動きがあります。こういった中でも、一つには我々も相談してね、なかなか言ってくれない状態をやっぱりこういったところに、一つに頼みの綱として必要ではないかなと思っておりますが、こういった対策もぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御指摘のとおりだと思います。いろいろな形で、いろいろな方々がかかわっていく、そういった形の連携も考えていかなくならないだろうと。ですから、そういった形で連携をしていくかというふうな部分については、いろいろな場面を通じて情報交換をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

要するにこの問題、御指摘のとおり、行政一方でできる問題では多分ないと思います。民生委員の力をかりたりですとか、あるいはそういった形でいろいろな相談の機会をふやしたりとかというふうな形で対応していきませんと、なかなかこういった問題については問題の発覚自体ができないだろうというふうに思いますので、そういったものもいろいろ工夫しながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は午後1時です。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

日程第9 議案第8号 多賀城市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 9、議案第 8 号 多賀城市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 8 号 多賀城市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは多賀城市非常勤消防団員の定数を削減するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料 No.3、議案関係資料の 7 ページの方をお開き願います。

条例の新旧対照表でございますけれども、現行の条例第 2 条におきまして、団員の定数は消防団長以下「250 人」とするとなっておりますところを「200 人」に改正するものでございます。

次に、8 ページの方をごらんいただきたいと思います。

まず、上の表なんですけれども、これは多賀城市消防団員の入退団者数推移一覧表でございます。表を見てもわかりますとおり、平成 9 年 4 月 1 日現在では団員が 200 人でしたが、平成 22 年 4 月 1 日現在では 185 人と減少し、入団者数は累計で 127 人に対し、退団者数が 142 人と 15 人の減となっております。この間、新団員獲得のため、消防団長と一緒に会社訪問をしたり、広報多賀城やホームページでの入団について呼びかけをしたり、さらには、各分団長からの協力をいただきながら団員獲得に努めていただきましたが、残念ながら表のとおり減少傾向になっているものであります。

このように、消防団員の減少は自営業の減少、いわゆるサラリーマン化の進行と相まって、団員数は年々減少傾向を続けており、この団員の減少は全国的な傾向ともなっており、今後消防団員の急激な増加は見込めない状況と判断しております。

下の表につきましては、現在の各分団ごとの消防団員数でございます。言うまでもなく、消防団の役割は、火災の鎮圧、予防、警戒、他の災害の予防、警戒、各種啓発などでありまして、今後とも高い確率で発生することが予想されている宮城県沖地震に備えて必要不可欠であり、多賀城市におきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消防団各分団の消防ポンプ自動車の更新や投光機、無線機、防火ヘルメットなどの消防用資機材を随時配備し、消防団機能の充実を図っているところであります。

一方、自主防災組織の結成、活動が全国的に活発化し、本市においても各地区での自主防災組織の組織率が9割を超え、有事に備えて防災訓練等を実施しているところであります。また、桜木の工場地帯で組織されている応援消防隊や多賀城市建設災害防止協議会を初めとする関係機関や民間との間で各種支援協定を締結して、災害時の応援体制が整いつつあります。

以上のように、最近の消防・防災を取り巻く環境は、ソフト面、ハード面ともに充実整備されてきていると認識をしております。また、消防団員の退職報奨金や活動中のけがの報償にかかわる宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合に対する市からの負担金は、団員1人当たり年間2万1,500円となっております。この負担金は、定員の250人から200人となった場合、年間で107万5,000円の減となるものでございます。

ただし、この負担金の算定基礎は、前年度の10月1日が基準日となっている関係で、今回この減が承認されたとしても、平成24年度予算からこれが反映されるという形になります。

以上のような状況になっておりますが、消防団員の入団、退団の実情、最近の消防・防災を取り巻く環境の整備充実、あるいは消防団員補償報償組合負担金の削減などを勘案し、若干の余裕を見まして定数200とするものであります。

なお、定数の見直しにつきましては、昨年11月に消防団の幹部であります分団長会議におきまして全員で了承をされております。

最後に、資料No.1の29ページにお戻り願いたいと思います。

施行期日であります、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

説明の内容はわかりました。50名を減ずることによって、消防団活動に支障がないという御判断をされたと思うんですけども、少なくとも8ページの資料でいけば、昭和51年4月以降250人にしたのにもかかわらず、平成9年で200名になっていると。その後、状況の変化によってだんだん減ってきたと。であれば、少なくとも平成9年度、10年度あたりにこの議論をしておくべきではなかったのかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その辺はまだ平成9年、10年あたりですと、ちょうどまだ200人を切るか切らないかというよりも、200人の上になつたりしているような状況が、その平成9年以前は続いておりました。そんな関係で、多分その辺まではなかなか踏み込めなかったのかなとも思っております。そんな関係で、あとそれから、現在までなかなかできなかったというの、やっ

ぱり宮城県沖地震、高い確率で起きるということを想定すると、どうしたらいいんだろうということで、皆悩んできたのかなと思っております。

ただ、その後、防災計画の見直しとか、災害応援協定なんかも結ぶことによって、いろいろと協力関係ができたと思います。そんな意味もあって、これを見直ししてもいいんじゃないだろうかということで、消防団の方にも話をした結果、いろいろ努力をしたけれどもなかなか集まっていないと、集まることができないと。入団者もいるんですけども、退団者もいるというような関係から、やっぱりこれはやむを得ないだろうということで、皆さん、分団長たちが一致しまして、それで今回提案させていただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

分団長は相談すれば現状わかっていますから、多分そういうふうな判断、こういう傾向になったのは、少なくとも常備消防の充実によって消防活動が、いわば消防団に担うところが、今まで大きかったですけれども、常備消防充実によってそれなりの危険、いろいろな問題も住民サービスが低下するというような状況になっていないという判断もあると思うんですよ。これ多分常備消防がなければ、もっともっと団のやっぱり充実強化というものが言われたんじゃないかと私は思うんですけども、その辺の兼ね合いはどうですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

おっしゃるとおりだと思います。多賀城市の常備消防の関係なんですけれども、常備消防につきましては、昭和45年ですか、2市3町で消防組合が結成されたのが。そして、昭和46年に今の多賀城消防署ができて、それで西部出張所が昭和51年にできたんですけども、そのときにやっぱりたしか280人だったと思うんですけども、定員が。それを250人に改めているということで、やっぱり消防力が充実してきたということになると思います。

それと、今は多賀城市の場合は市域がそんなに広くなくて、やっぱり常備消防が随分整ってきたという部分もありますので、現場に到着する部分につきましても、かなりのスピードで来られるということからも、そういうことから十分そういうことは判断できるのかなと思っておりました。それと、消防力もかなり充実してきたのかなと思っておまして、それでこのような人数でも十分ではないだろうかかなというふうに判断させていただきました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

消防団がこういうことで減員するというのであれば、少なくとも常備消防の強化についてももっともっと真剣に考えていくことも大事じゃないかと。結果的に自主防災組織があるにしても、やはりそのリーダー的存在は、常備消防がリーダーとなっていかなければなかなか

かできないという問題もあるでしょう。今消防団がありますから、消防団、分団長中心にいろいろできるわけですが、やはりこういうふうに定数が減っていく、またサラリーマン化が多くなっていく今日で、なかなか消防団に入っていけないというのであれば、常備消防との兼ね合い、今この分団になっていますけれども、分団で少なくとも常備消防の担当者1人か2人、少なくとも2人ぐらいはこの担当でしっかりしてもらおうというようなことだと思っていかねばいけないんじゃないのかなと。そのことが分団長に対する支援の態勢になっていくんじゃないのかなというぐあいに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

もちろん常備消防と消防団の連携というのは物すごく必要なことだと思っております。そんな意味からも、各分団が定期的に消防署の方なりに行く、もしくは来ていただいてその辺の連携を十分図っておりますので、今後ともそういう形で持っていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

特に自主防災組織との連携も大事にしておかななくてはいけないのではないかなというふうに思いますので、その辺も含めて、私はやはり各行政区の区長にもきちっと理解をさせていただいて、自主防災のリーダーになっているのは大体区長が多いわけですから、区長と常備消防とのやっぱり連携というものについてもきちっと整備をしていくことが大事ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

市内で自主防災組織率も9割を超えまして、大体3地区ぐらいでしたか、たしかまだ結成されていないのが。それについても、今現在地区と交渉中ですので、できるだけ100%になるようにという形でもっていきなと思っておりました。やっぱり地域でも地区の防災リーダーが中心になっていろいろ防災意識の啓発だとか、もしくは足りない分は消防の方から来ていただくとか、消防団が啓発活動に応援するとかというのを、連携をとりながらやっていきなと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

提案しておきたいんですが、ここ市役所中心、いわば中央地区というところですが、ここが4分団が対応ですよ。見ますと、相当ここはサラリーマン化、自営業者も少ないということで、23名ぐらいしか団員がいなというような状況ですよ。地域では広いですよ。

ね。そういう意味でいけば、市役所に自主防災というよりも企業におけるような消防団的なものを設立をして、いざというときはこの地区中心には応援体制に行くんだぐらいの、やはり私は検討をしておくことが大事ではないかと。やっぱり地域に任せる、地域ばかりじゃなく、市役所、ここも立派な職場ですので、工場地帯にはそれぞれ皆さん自主消防団をつくっていますから、ここにも自営の消防団をつくって、地域との連携を図っていくということも、私は施策の一つとして考えていくべき時期ではないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

多賀城市役所も一事業所であることには間違いのないと思います。ただ、多賀城市は市域が狭い関係で、そして例えばここですと鶴ヶ谷の多賀城消防署の方からこの辺、近辺をすぐに飛んでこれるというような状況にもあります。ですから、その辺が職員でそういうのを組織して、今後やっていかなければならないのかどうかということについては、ちょっと今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ぜひ検討していただきまして、地域の模範になるような、いわば職場であると。そういうところまで市役所の一応事業所という立場ではやっていくんだというぐらいの気合を持ってやっていただきたい。そうでなかったら、工場地帯の皆さん方に自主消防組織をつくってくれ、つくってくれと言っても、なかなかこういう時期ですので、大変なところもあると思いますので、市役所もそういうことをやっている、みんなでやっていこうやというやっぱり態勢づくりをぜひ検討していただきたいということを、特に消防団50人減らすということですから、それだけ機能が低下する可能性もありますので、常備消防との連携、それから中央地区にあるこの市役所の職場としての消防に対する職場消防というものをひとつ考えていただきたいということを、一応回答くれと言っても検討するでしょうから、前向きに検討していただいて、そういう点はどうかということも含めて研究していただきたいというふうに思います。以上。

○議長（石橋源一）

ほかに、4番伏谷議員。

○4番（伏谷修一議員）

ただいまの説明の中で、常備消防がありきのような発言が多々あったと思うんですけども、消防団の本来の役割というのは、常備消防とともにという部分もありますが、あくまで後方支援という立場だと思えます。そして、何が一番大切なのかというのは、やはり水利の確保が一番大切、だからこそ、こうやって分団が8分団あって、水利がどこにあるかというのを絶えず認識しているというのが消防団の役割でもあります。ということは、やはりその各分団の拡充が最も大切なことであって、それが必要十分条件というふうに私は認識をしておりますので、やはり今250名から200名に減ったということは、これはいたし方ない事実ではございます。

しかしながら、やはり各分団の拡充態勢というのを、自主防災組織があるからそれでいいんだではなくて、やはりそこに消防団があるという意義、これはどうしても必要なものがあるからそこに消防団があるわけでございまして、いつも市長がおっしゃっている地域コミュニティの拡充というのは、そういった地域に根ざしたボランティア組織があるからというふうな認識で、多分消防団員は日々そういうふうな思いを持ってやっていると思います。そういったところも含みおいて、常備があるからというふうな話ではなく、なぜ消防団があるんだ、なぜ8分団がここにあるんだと。その地域性をもっと高めていくということが最も重要なことだと思いますので、そういった認識で各分団の分団員をふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

もちろん私らとしてはそういう発想で、日々各分団の分団長たちと協力しながら消防団員の確保に努めているわけでございます。広報PR活動としましても、広報多賀城で年3回ぐらいも呼びかけておりますし、それからホームページ、または団長と一緒に会社訪問をしたりして、何とかならないでしょうかというようなことも行っております。今議員がおっしゃるように、私らはどちらかというと常備消防の火災防御の前線に立ってやるというよりは、消防団はどちらかというと後方支援的な役割なのかなとも思っております。そんな意味からも、決して、これからも必要な部分だと思っておりますので、今後も引き続き消防団の募集についてはやっていきたいと思っております。それで、もしも消防団員が多くなった場合については、また申しわけないですけども、定数の見直しなどをさせていただければなと思っております。

○議長（石橋源一）

伏谷議員。

○4番（伏谷修一議員）

あと1点なんですけど、先ほど竹谷議員の方からお話がありましたが、4分団が23人、この人数各分団によって差異があるんですけども、これはサラリーマン世代がふえたということだけではなくて、例えば5分団の34人というの、ほとんど今サラリーマンがこういった分団員になっているということでございます。やはりそういうふうな協力体制を地域で一生懸命頑張っているから、こういうふうな人員確保ができているということを少し考えていただければ、各分団もそういった意識を持って消防団員の増員になるのかなというふうに思いますので、そういった意識でやっていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今、伏谷議員、消防団員、みずからも消防団員でいらっしゃいますので、そういう思いで発言しているのをお聞きしたんですが、私は地域の住民の立場から考えてみたいというふうに思います。

去年の津波のときにも大活躍して守ってくれたのは消防団の方たちでしたし、それから、つい最近大代で3軒焼けるという火事がありました。あの早朝のときにも私行って見守る

しかなかったんですが、ずっと見ていたんですけれども、そういう中でやっぱり活躍していたのは消防団員の人たちで、本当に寒い中御苦労さんだったなというふうに思うんですけれども、集まらないから107万5,000円何がしかのお金が、節約できるとは言いませんけれども、減ってくるという中で、200人に減らしたということが私たちの暮らしに与える不安感というか、集まらないというのは確かに私もたびたびだれかいけないですかと声はかけられるんです。ですけれども、協力できないでいるというもどかしさはあるんですけれども、そういう部分でいいのかなというふうに思うんですけれども、どうですか。減らすという、みずから定数を減らしていくということがですよ。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

気持ちからすると減らしたくないというのはありますけれども、現実を見る必要性があるのかなと思うんですよ。やっぱり現実的にはこういう人数になっていて、逆に言うと、じゃあその浮いた分を別な形に活用するというのも一つの考え方じゃないかなと思うんですよ。ですから、それにこだわらず、やっぱり我々は常に市民の安全・安心を守るという発想から、条例の中で人数あればいいんだというんじゃなくて、逆に人数がない場合にはどのようにしたらいいんだろうという考え方に立って、今後進むべきだと思っておりますので、そういう方向性で今後も持っていきたいなと思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

賛成はするしかないかなというふうに考えるんですけれども、しかし、なかなかね、私のところは6分団ですよ。60ぐらいになるとやめる人が2人か3人出てくると。若い人がなかなか補充し切れてないという点でいけば、減らしていくことがますます減っていくことにつながらないかなというふうな思いで、引き続き募集というか、ふやす、補充していくことに頑張るとは言いつつもですよ、目標を小さくしていくことが小型化になっていくんでないかなというような気がするんです。

だから、やっぱりこれはきちんと目標を出したら、そこで頑張って市としてはとにかくふやしていくというところに最大限の努力を傾けた方がいいのではないかと。地域の自主防災組織も完備してきたとは言えますけれども、消防団の活動とは全く質が違うものですし、そんな活動は多分できません、自主防災組織ではね。そういう中で、本当にボランティア精神の中で地域の安全・安心を守っていくという人たちをつくっていく啓発事業にこそ力を入れていくべきではないのかなというふうに思いますが、再度。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

もちろん啓発事業に取り組んでいかなければならないというふうに私らも思っております。その中で、どういうことができるんだろうという形になると思うんですけれども、今ちょっと内部でいろいろと検討している部分は、やっぱり女性消防団というのも一つの方策ではないだろうかということで、交通安全の教育班的な発想を持ちながら、消防団もそうい

う形で消防団の教育班的な部分を組織をして、そして、それで日々消防の防災活動の啓発活動を主体にやっていたかというの、そうすることによって火災の未然防止とか、それから新聞報道にありました火災警報装置、県内、宮城県が一番いいというようなことありましたが、ああいうこともしたり、もしくは独居老人に対しての啓発活動なんか、そういうこともできるのかなとも思っておりますので、今後はそういう部分での検討をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと聞き忘れたんですが、ここに分団の数と現状の人員書いていますよね。それぞれの分団に定数か何か設けておられるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

現実的には何人という、当時の 250 人分を何人、何人ということで割り当てたわけではございません。全体として 250 人という形にさせていただいていたというのは事実だと思うんですけれども、多分おおむね 20 人から 25 人あたりを想定していたのかなとは思いますが、多分それぐらいですとこんな人数に…、35 前後ですかね。ただ、市域によって若干これから見ますと大体 8 分団とか、7 分団あたりが若干少なめの人数になっていると思うんですけれども、ほかは大体ほぼ同じような面積になるのかなと思うんですけれども、そんな意味でも 30 人から前後で大体やっているのかなと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

何で聞いたかという、余りにも人数のバランスが大き過ぎるんですよ。それで、伏谷議員が今御質問しておりますから、伏谷議員のところは桜木も入っていますからね、面積は物すごく大きいんですよ。それで、会社の中では 2 社か 3 社、自主消防団ついているところあるんです、工場地帯はね。だけれども、相当エリアが広いはずですよ。ここで 34 人ですよ。ですから、あとが 20 人切っているところがいるという状況ですよ。そうすると、その原因は何なのか。地域事情なのか。地域事情だとすれば、それをどういう補完要請をしていけばいいのかということが大事じゃないかと思うんです。人数が少なくなったから、定数を減らすんじゃなく、このぐらいは最低必要だと。じゃあ、このぐらいしかないから、どういう補完要請をすれば。先ほど企業に行って消防団入ってくれないかと勧誘活動をされたと言いました。何回ぐらいやっているんですか。何社ぐらい歩いているんですか。

○議長（石橋源一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

平成 20 年 8 月にやっておりますが、24 社を団長と当時の課長が回っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

だからね、民間企業にはお回りになって消防団の増員に協力してくれとお話ししているんですね。市役所はどうなの、市役所。私はそこが矛盾していると言うの。人にはお願いして、自分ところはやっていない。ですから、そうであれば、先ほどなぜ定数聞いたかという、例えば最低でも 25 必要だというのであれば、その地域に市役所の職員、申しわけないけれども、団員という形でね、入れていくという手もあるんですよ。企業にお願いしている。企業も同じことですよ。そういうことも工夫しなきゃいけないと思うんですよ。

先ほど伏谷議員が言ったように、予防活動でも重要なんだという団の位置づけあるんじゃないかと。あなたはそのとおりだと、担当部としてはね。そうであれば、ここの強化をするためにはどうしたらいいのかというものに置きかえていかなきゃいけない。ただ減ってきたから定数を削減すればいいというものでもない。多賀城市の消防分団は何人ぐらいが運営するために必要なんだというものを、私は分析して足りないところにはありとあらゆる手段で、例えば市役所も一つのターゲットとして考えて地域の皆さん方と一緒にそういう活動に、ボランティア活動に努力していくんだという姿勢が出てくることによって各企業も応援してくれるということも出てくるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

適正な消防団員数ということですが、大体多賀城市の場合ですと、大体 180 人から 250 人ぐらいの間なのかなとは見ておりました。適正な人数からすると大体その間なのかなというふうな感じで見ておりました。

それから、先ほど質問あった中で、多賀城市役所の中にはないのかということですが、既に市役所の中には自営消防隊というのはここの中で火災が起きた場合に自営消防隊というのをつくってありまして、それで年何回か火災訓練なりを実施してありまして、消火班とか、救助班とかといろいろ決めておりますので、それはもうやっております。ただ、ここであったものがほかに行って火災活動とかというのまではやっておりませんでしたので、逆に言うと市役所はそういうのを拠点としながらいろいろなところの統制なりをやらなければならないという部分もあるのかなということで、特にはやってなかったとは思いますが、今現在は自営消防隊としては組織はしておりますので。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、ひとつ、これ部長条例出しているんだから、そういうふうに言うのは当たり前ですよ。もうちょっと平たく考えて、気楽に考えて、やはり多賀城市の分団のあるべき人数というのはこうあると、個々に満たないと。満たないためには何が必要なの。何があるんだ

という地域分析をして、どうしてもそこに高齢化が多くてとても消防団組織入れない人口が多いというのであれば、今私が言ったように、企業も協力してくれないのであれば、市役所の職員もそういうところに協力していくという姿勢、体制も大事じゃないかというぐあいに思いますので、それを含めて検討してみてください。

ここで定数何ぼだと言ったって、それはなかなかあれですから。そういうことも含めて、こういう地域防災関係とか、いろいろな活動については考えていただきたいというふうに思います。バランスが余りかけ離れ過ぎていますので、その辺も理想的姿がどうなのか、現状はどうなのか、理想的にいくにはどうしたらいいのかということも研究をしてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

定数を250から200に削減をする。部長からいろいろ説明をいただきまして納得をし、理解をしたと。ところが、佐藤議員に対するやりとりの中で、だと思いましたが、募集状況がよくなれば見直しをするという話ありましたよね。それはおかしい。それは言わない方がよかった、あなたは。と私は思いますよ。なぜか。そもそも250名という定員、何を根拠にして何を基準にして出しているのか、これらしいことはもう今竹谷議員からもいろいろお話ありましたけれども、どうなんですか。その最初の250名の定数については、大事なところですよ、この辺が。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

定数を250人にしたというのは、その昭和51年に250人の定数にしたということで、当時の議事録なんかを見ますと、一応消防力の整備指針とかというのがありまして、それに基づいて算出するとおおむねこのぐらいになるのかなというふうなことがちょっと書いてはあったんですけども、それもやっぱり地域性によって、もしくは常備消防の整備状況によっての幅というのがあるようなんですよ。あと当時この昭和51年というのは西部出張所ができたということで、280人から250人に削減したということも常備消防がある程度整ってきたということで削減させていただきますというような議事録をちょっと見たものでしたから、多分そうなったのかなというふうに見させていただいたんですけども。ただ、はっきりした根拠というのはちょっと。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

はっきりした根拠がわからなければ、はっきりした根拠をちゃんと持たなければだめなんですよ。私は大きく言えば、これは6万3,000市民の安心・安全を守るに足るものなのか。それが基準にならなければいかんというふうに思いますよ。さらに言うならば、いわゆる防災、そしてまた、災害が起きた場合に消防団員として十分対応できるのかと。それがやっぱり基本でなきゃならない。

それ、募集状況がよくないから減らすんだというのでは余りにもお粗末な根拠ですよ、これは。これは考えない方がいいよ。と私は思いますよ。なければ、よく検討してやっぱり基準を設けた方がいいと私は思いますね。これからでもいいと思いますよ。そうでないと、募集状況がいいからふやす、またうまくなくなったから減らすとなっちゃいますよ。しっかりしたものを持っていないという。

それから、もう一つ、充足率が悪いんで、いろいろ努力をしたと言いましたよね。その過程の中で、さっきもちょっとお話しありましたが、女性消防団、それについては検討の中に話は出なかったのか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

分団長会議の中では、何年か前からそのことの検討はやってきました。それで、じゃあ、どういう役割をしたらいいんだろうということで、前線で活動していただく、要するに筒先を持って火災防御に実際当たっていただいた方がいいのか、それとも啓発活動を主体にやっていただいた方がいいのかというような結論まではまだ見出せておりませんでした。他市の状況を参考にしますと、比較的女性の方ですと啓発活動を中心にやっている部分が多いようでございます。

地区によっては日中なり、男性の消防団の方がいない場合については、地域によっては女性消防団の方々が先頭に立って火災防御をやっている地区も中にはあるようですけれども、ほとんどの地区というのは女性消防団を持っているところにおきましては、啓発活動が主体になっているようなところが多いのでしたので、多賀城市もそういうことが参考にはできないだろうかということで検討はしております。ただ、まだはっきりとした結論は出ておりません。ただ、この際ですので、その辺を持っていければなと思っているところでございます。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

充足率が悪い、悪いと言うものだから、今話出ましたように、例えば仙台市ありますよね。それから七ヶ浜もたしかあったんじゃないですか。そのほかにももっと仙南の方ではどこか岩沼市かどこかありましたよね。それぞれに女性として適任、合うところの仕事をちゃんと分担をしているというような、あれ言い方何て言ったっけ、職能別とかなんかありましたよね。何かそれぞれ分担してうまくやっているようじゃなかったでしょうかね。

それで、私も課の方に対しても、これ早目に検討して結論を出した方がいいんじゃないかというふうに言ってきた経緯もあるものですから、今伺っているわけですが、今女性は男性と同じようにバリバリやりますよ。例えば自衛隊の場合なんかね、男性よりも女性の方がすごい。同じことをやっていて女性の方がすばらしいですよ。ですから、女性だということは、いや、女性は弱いんだと。今はもうそういう認識は持たない方がいい。むしろ強い。ですから、十分消防団員として活動できると私は見ているんですがね。

ですから、いつまでもずるずる、ずるずる検討するんじゃなくして、十分充足率を満たせるに足る活動をできると私は思いますから、早急に結論を出して採用する方向ですよ。やってほしいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

その点につきましては、消防団の分団長たち幹部の方々と相談しながら行っていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。他にありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 市道路線の認定について

○議長（石橋源一）

日程第 10、議案第 9 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 9 号 市道路線の認定についてであります。これは浮島袖野田線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

それでは、議案第 9 号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

資料 3 の 9 ページをお開きください。

今回認定をお願いする道路は、路線番号 838 番で起点が浮島街路四十号線に接続し、終点は塩竈市袖野田の市境までの道路で、昭和 55 年度に都市計画法第 29 条による開発工事で築造された部分と、今年度狭隘道路として地権者から寄附をいただいて、市道認定基準に合致するよう整備した部分でございます。

次に、10 ページをお開きください。

こちらは詳細図になりますが、道路延長 160.9 メートル、道路幅員 4 メートルから 6.2 メートルで、起点が丸印に接しております浮島街路四十号線、終点を三角で表示しております。なお、一点鎖線が塩竈市との行政界でございます。

開発行為で築造された部分は起点から 30.5 メートルで、残りが今年度狭隘道路で整備した部分で、途中に待避所 2 カ所、終点の接続先道路が 4 メートル未満であるため、終点に転回広場を設置しております。今回の市道認定をお願いする 1 路線を含めると、路線本数が 833 本、路線延長は 17 万 1,569.5 メートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議員提出議案第 1 号 多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(石橋源一)

日程第 11、議員提出議案第 1 号 多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに提出者から議案提案理由の説明を求めます。藤原益栄議員。

○10 番(藤原益栄議員)

議員提出議案第 1 号 多賀城市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

本案は、平成 22 年第 3 回定例会におきまして、多賀城市議会議員定数条例の一部改正で、議員定数を 22 人から 18 人に改正する条例が可決をされ、次の一般選挙から適用となったことに伴い、各常任委員会及び議会運営委員会委員の定数を調整し、あわせて平成 22 年第 4 回定例会における多賀城市行政組織条例の一部改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第 2 条及び第 4 条第 2 項中、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、建設水道常任委員会、議会運営委員会の委員定数をそれぞれ 6 人とし、第 2 条第 3 号から下水道部を削除するものでございます。

施行期日については、常任委員会等の委員定数は次の一般選挙から、下水道部を削ることについては行政組織条例の一部改正に合わせて平成 23 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、改正内容につきましては、議会運営委員会におきまして全会一致で確認してございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(石橋源一)

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議員提出議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 13 議案第 11 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 12 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 13 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議案第 14 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 議案第 15 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 12、議案第 10 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 17、議案第 15 号

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 10 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）は、歳入歳出にそれぞれ 6 億 4,741 万 8,000 円を追加し、総額 2,200 億 2,671 万 1,000 円とするものであります。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計繰出金のうち、財政支援分、山王小学校及び第二中学校屋内運動場大規模改造事業費並びに小中学校の安全管理対策事業費の追加のほ

か、下水道事業特別会計繰出金、宮城東部衛生処理組合負担金の減額が主なものであります。そのほか、地域活性化交付金として、国から交付されるきめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金を活用した事業の追加補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、歳出で申しあげました山王小学校及び第二中学校屋内運動場大規模改造事業費並びに小中学校の安全管理対策事業費に係る国庫支出金及び市債の増額のほか、個人市民税の減額を行うものであります。

そして、これらの補正に伴う財源不足を補うため、財政調整基金繰入金の増額を行うものであります。また、山王小学校及び第二中学校屋内運動場大規模改造事業費並びに小中学校の安全管理対策事業費等において繰越明許費を設定するものであります。

さらに、中央公園仮設トイレ借り上げ等に係る債務負担行為の追加並びに自家用電気工作物保安管理業務委託等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 11 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 3 億 2,209 万 2,000 円を追加し、総額 56 億 3,353 万 6,000 円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費、共同事業拠出金及び諸支出金の増額補正並びに保健事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、国民健康保険税の減額補正並びに国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金、繰入金及び諸収入の増額補正を行うのが主なものであります。また、レセプト点検業務委託等について債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 12 号 平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出からそれぞれ 1,912 万 6,000 円を減額し、総額 4 億 3,096 万 2,000 円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の減額補正及び保険基盤安定繰入金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第 13 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 4,331 万 7,000 円を追加し、総額 28 億 6,521 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、介護認定審査会費及び保険給付費の増額補正並びに特定高齢者施策事業費及び任意事業費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額補正を行うものであります。また、国保連合会共同処理業務委託等について債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 14 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出からそれぞれ 5,758 万 6,000 円を減額し、総額 30 億 7,558 万 2,000 円とするものであります。

歳出につきましては、各事務事業の執行予定額の確定に伴う減額補正を行うとともに、下水道課の事務室移転経費の追加補正及び浸水対策事業費の増額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、下水道使用料の増額補正及び歳出予算の減額補正に伴う一般会計繰入金の減額補正を行うのが主なものであります。

また、雨水施設整備事業、公共下水道建設事業等について繰越明許費を設定するとともに、雨水ポンプ場管理業務委託等に係る債務負担行為の追加及び自動車借入料に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

最後に、議案第 15 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）は、収入につきましては、水道料金の増額補正並びに下水道負担金の減額補正を行うものであります。一方、支出につきましては、委託料並びに企業債利息の減額補正を行うものであります。

以上です。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、22 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、22 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 22 人を指名をいたします。

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 2 月 18 日から 2 月 20 日までは休会といたします。

来る 2 月 21 日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 1 時 58 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 2 月 17 日

議 長 石橋 源一

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清